

第5 開発許可後の留意事項

1 着手届

開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事に着手したときは、直ちにその旨を届け出てください。

なお、開発区域の面積が1ヘクタールを超えるものは、工事工程表を添付してください。

2 許可済の標識

工事に着手するときは、施行地区の見やすい場所に次の標識を掲示するようにしてください。

都市計画法に基づく開発許可済	
開発許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
許 可 権 者	一宮市長 谷 一 夫
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の住所、氏名 (名称及び代表者氏名)	
工事施行者の住所、氏名 (名称及び代表者氏名)	
工 事 予 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

(大きさ)
「自己用」
縦 25cm以上
横 35cm以上
「その他」
縦 80cm以上
横 120cm以上

3 工程報告

工事が次の工程に達する3日前までに、その工程に達する旨を市長に届け出てください。

- (1) 高さ2m以上の練積み造の擁壁を設置する場合において、基礎を完了するとき。
- (2) 鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、配筋を完了するとき。
- (3) 無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、型枠を完了するとき。
- (4) 暗渠を設置するとき。
- (5) 側溝を設置するとき。
- (6) その他あらかじめ市長が指定する工程。

なお、工事の主要な工程又は、上記の工程に達したときは、写真を撮り、当該工事現場に備えておいてください。